

＝ 令和2年度 就学援助制度のお知らせ（新規） ＝

仙台市教育委員会

仙台市では、仙台市立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）に就学するお子様が安心して教育を受けられるよう、経済的理由などによりお困りの方のために就学援助制度を設けています。

次のいずれかに該当し、援助を希望する場合は、お子様の通う学校までお申し込みください。

I 就学援助を受けられる方（1年以内に持家を取得しておらず、以下の①～⑧のいずれかに該当する方）

該当理由	添付書類（コピー可）
①児童扶養手当を受給されている方	原則として不要
②令和2年4月以降に生活保護が停止・廃止になった方	生活保護停止・廃止決定通知書（停止・廃止理由によっては認定できない場合があります。）
③18歳以上の世帯員全員の市民税が、地方税法第295条第1項（障害者・寡婦または寡夫）により非課税または減免されている方	原則として不要 ※令和2年1月1日時点で仙台市に住民票がない方は、当時お住まいの市町村が発行する令和2年度（令和元年度）市・県民税非課税証明書または減免通知書を提出してください。
④個人事業税・固定資産税が減免されている方 ※家屋新築による固定資産税の減免などは対象外	(1) 令和2年度 個人事業税の減免通知書 (2) 令和2年度 固定資産税の減免理由記載の課税通知書
⑤20歳以上の世帯員全員の国民年金保険料が全額免除されている方	国民年金保険料免除申請承認通知書または免除理由記載の納入通知書（最新のもの） ※承認期間後に更新の確認を行います。
⑥国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている方 ※軽減は対象外	令和2年度 国民健康保険料減免承認決定通知書（各区役所・総合支所より通知）
⑦低所得世帯を対象とする生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書または償還整理帳（社会福祉協議会より発行）
⑧経済的理由 世帯員全員の年間総収入額または年間総所得額が下記の金額（基準額）以下となることが見込まれる方 ※収入には年金、雇用保険等の公的給付および養育費や仕送り等も含まれます。	(1) 働いている方 ①最新の給与所得の源泉徴収票（勤務先で発行） ②最新の確定申告書（税務署の収受印が押印された確定申告書第一表・第二表部分の控え） ③給与明細書（直近3ヶ月分）及び賞与明細書 (2) 退職した方・無職の方 ①退職所得の源泉徴収票 ②雇用保険受給資格者証（雇用保険受給者） ③令和2年度（令和元年度）市・県民税非課税証明書 ※令和2年1月1日時点で仙台市に住民票がある方は原則として提出不要です。 ④年金収入（遺族・老齢・障害年金等）がある場合はその額のわかる書類（年金額改定通知書・年金振込通知書・公的年金等の源泉徴収票） ※上記(1)(2)の書類につきましては、就労状況等に応じて提出いただく内容が変わる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

世帯員数	給与収入 (控除前の支払金額)	所得金額 (自営業等の場合)
2人	2,702,000円	1,710,000円
3人	3,342,000円	2,158,000円
4人	3,900,000円	2,580,000円
5人	4,340,000円	2,932,000円
6人	5,030,000円	3,482,400円
7人	5,455,000円	3,821,600円

※ 世帯員全員とは、就学援助制度では同一住所に居住する方全員（別居の単身赴任の方および住民票上の世帯を分けている方を含む）を同一世帯とみなします。

※ 書類にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、番号が見えないよう油性ペン等で塗りつぶしたうえ提出願います。

裏面もご覧ください

II 申請方法

1. 申請書は学校で配布しています。学校にお申し出のうえ申請書をお受け取りください。
2. 申請書に記入・捺印のうえ添付書類とあわせて学校まで提出してください。
3. 認定要件に関する審査を行い、認定結果について学校を通じてお知らせします。
 - ※ 当年度の初回の受付は4月末までとなります。以降は随時受付となり、原則として申請書が学校に提出された月から対象となります。添付書類の発行に時間がかかる場合は、先に申請書のみを学校へご提出ください。
 - ※ 追加でご提出いただきたい書類がある場合など、学校を通じてご連絡することがあります。
 - ※ 小学校と中学校のそれぞれにお子様が通学している場合は、両方の学校に申請書を提出してください。

III 援助内容

金額は令和元年度の 年額 です。令和2年度の内容については、7月頃に仙台市ホームページ等でお知らせします。

【URL】 <https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/enjo.html>

援助費目	小学校		中学校		支給時期 (予定)
	1年	2～6年	1年	2年・3年	
学用品費	11,520円	13,770円	22,510円	24,760円	10月・3月
新入学学用品費	50,600円 ※小学校入学前に受給していない場合、7月に支給	57,400円 ※小学校6年次の3月に支給	57,400円 ※小学校6年次に受給していない場合、7月に支給		3月または7月
修学旅行費	交通費・宿泊料・見学料等				経費精算後
校外活動費	宿泊	交通費・宿泊料・見学料等			経費精算後
	遠足等	1,580円上限	2,290円上限		10月・3月
通学費	実費				10月・3月
体育実技用具費			実費 ※体育の授業（柔道・剣道の実技）に必要な特定の用具を購入した場合		10月または3月
学校給食費	実費(教育委員会負担)				
医療費	実費(教育委員会から病院等に直接支払)				

【備考】

1. 就学援助費の支給は、申請時に指定された口座に振込みをいたします（学校給食費・医療費を除く）。
2. 支給時期は若干前後することがありますのでご了承願います。
3. 年度途中の認定の場合、学用品費等は月割りによる支給となります。学校給食費は認定日以降の費用について教育委員会が負担します。
4. 新入学学用品費（生活保護費の入学準備金を含む）を入学前年度に受給していない方が、4月1日付で就学援助の認定を受けた場合は、入学後の7月に新入学学用品費を支給します。
※年度途中の認定の場合は対象外となります。
5. 修学旅行費及び校外活動費は、認定日以降に実際に参加した行事について支給されますが、一部対象外の経費もあります。また、遠足等の宿泊を伴わない校外活動費には上限額があります。
6. 通学費は、片道の通学距離が小学校では4km、中学校では6km以上であり、公共交通機関を利用し通学する場合に対象となります。指定学校以外の学校や中等教育学校に通学している場合は対象外となります。
7. 医療費の支給対象となる疾病は、次のものに限り、
<虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、アデノイド、結膜炎（ウイルス性に限る）、白癬、疥癬、膿痂疹、寄生虫病、トラコーマ>
学校の定期健康診断等で上記の疾病が見つかった児童生徒の保護者に対して、医療券を発行します。医療券の効力は医療機関へ提出された日から発生しますので、就学援助認定後、医療機関受診前に必ず学校の医療券担当者へご相談ください。
また、医療費の支給対象外の疾病の治療費は、自己負担になります。

※ 就学援助制度は上記の対象費目を支給するものであり、学校納付金を免除するものではありません。

問い合わせ先

お子様の通学している学校の事務担当者
又は仙台市教育委員会学事課奨学調整係

電話 ()

電話 (214) 8861